## 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金交付要綱

#### (総則)

第1条 県は、県内の宿泊施設において旅館業を営む者(以下「補助事業者」という。)が 行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策その他の取組に要する経 費に対し、予算の範囲内で、「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金(以下「補助金」と いう。)を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則(昭和57 年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めると ころによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において「宿泊施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けた者が行う同法第2条第2項及び第3項に規定する営業に係る施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設及び国、県又は市町村が所有し、管理し、又は運営する施設を除く。)をいう。

### (補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)並びに補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付の対象としない。
  - (1) 国、県、市町村等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業
  - (2) 補助事業者の経常的な運営管理を目的とする事業
  - (3) 付加機能の追加が認められない施設の維持補修事業
  - (4) 政治又は宗教を目的とする事業

### (欠格事由)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下 同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個

人又は法人等

- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でな くなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法 人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する など、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は 法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする個人又は法人等
- (10) 県税の滞納がある個人又は法人等

### (補助金の交付の申請)

- 第5条 補助事業者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、別表2に掲げる事業種 別の区分に応じ、それぞれ同表添付書類の欄に掲げる書類を添えて、これを知事に提出 するものとする。
- 2 補助事業者が課税事業者である場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付の条件)

- 第6条 補助金の交付決定をする場合に付する条件は、規則第6条各号に掲げる事項とする。
- 2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、20パーセント以下の経費の配分の変更とする。
- 3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
  - (1) 事業費総額の20パーセントを超える変更
  - (2) 事業量又は規模の変更
  - (3) 工法及び線形の変更
- 4 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、補助対象事業変更等承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出するものとする。

### (申請の取下げ)

- 第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の 交付の決定の日から10日以内とする。
- 2 前項の申請の取下げをしようとする場合は、交付申請取下げ書(別記第3号様式)を 知事に提出するものとする。

#### (契約等)

- 第8条 補助事業者は、売買、請負その他の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 2 補助事業者は、第1項の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、経済 産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の 相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業 の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方 とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止 措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場 合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場 合はその求めに応じなければならない。
- 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 知事が規則第14条の規定による確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
  - (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と 相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡

又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、 知事が行う弁済の効力は、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)の規定に 基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を行ったときに生ず るものとする。

#### (状況報告)

第10条 補助事業者は、規則第11条の規定による状況報告について、知事から要求があった場合は、速やかに補助対象事業遂行状況報告書(別記第4号様式)を知事に提出するものとする。

### (立入検査等)

第11条 知事は、補助対象事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他関係物件等を検査させ、又は質問させることができる。

# (実績報告等)

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。) は、実績報告書(別記第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出し なければならない。
  - (1) 補助対象経費の金額、支払日等の内容が確認できる書類
  - (2) 購入した物品、備品等の写真、工事の完成写真その他必要な写真(3) その 他知事が必要と認める書類
- 2 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

## (補助金の交付)

- 第13条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付 請求書を知事に提出しなければならない。

## (消費税等仕入控除税額相当額の返還)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)後に 消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合 には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(別記第7号様式)により速 やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当 する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (交付決定の取消し等)

- 第15条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、補助金の交付の決定の 全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容を変更することができる。
  - (1) 補助事業者が法令若しくは法令に基づく知事の処分若しくは指示又はこの要綱 に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する 必要がなくなった場合
- 2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (暴力団の排除等)

- 第16条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に 該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が 第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定によ り、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の 規定により補助金の返還を命ずるものとする。

#### (財産の管理等)

- 第17条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、規則第21条の規定による財産等(以下「取得財産等」という。)について、取得財産等管理台帳(別記第8号様式)を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第12条に定める実績報告書に前項の取得 財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

### (財産の処分制限)

- 第18条 規則第21条第2号の知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加した価額が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省

令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。

3 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分した ことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金の全部又は一部に相当する額を 県に納付させることができる。

## (書類、帳簿等の保存期間)

第19条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日)の属する年度の翌年度以後5年間(当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

# (補助事業の表示)

- 第20条 補助事業者は、補助対象事業により整備した物品、備品、施設等に、県補助金 を受けて事業を実施した旨を表示するものとする。
- 2 前項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。
- 3 前項の表示方法等の標準的な例は、別表3のとおりとする。

### (情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も同様とする。

#### (その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続その他必要な事項は、知事 が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和2年4月1日以後に実施した補助対象事業に係る補助金から適用する。

#### 附則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日以後に実施した補助対象事業に係る補助金から適用する。

別表1 (第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
「宿泊施設における新型コロナウイルス対	①物品、備品等(消耗品(注2)を除く。以下同	補助対象経費に4分の3を乗じて得た
応ガイドライン(第1版)(令和2年5月14	じ。) の購入に要する経費	額以内の額(5,000 千円を上限とする。)
日全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、	②宿泊施設の工事に要する経費	(注3)
日本旅館協会、全日本シティホテル連盟作成。	③その他知事が認める経費	
以下「ガイドライン」という。)」又は「コロ		
ナ社会を生き抜く行動指針(令和2年5月1		
5日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本		
部作成。以下「行動指針」という。)」(注1)		
に沿って実施する県内に所在する宿泊施設に		
おける新型コロナウイルス感染症の感染拡大		
防止対策で次に掲げるもの		
①物品、備品等の購入		
②宿泊施設の工事		
③その他知事が認める感染防止対策		

- (注1) ガイドライン又は行動指針が改定された場合は、改定後の内容に沿って実施した感染防止対策を含む。
- (注2) 「消耗品」とは、1回又は数回の使用により再度使用することが困難な物品、備品等又は使用とともにその量が減少する物品、備品等をいう。
- (注3)補助金の額が50千円未満の場合は、補助金の交付の対象外とする。

# 別表2 (第5条関係)

事業種別	添付書類
全事業	• 旅館業営業許可書(写)
	・ 直近の確定申告書(写)
	(税務署の受付印又は受付番号のあるもの(ない場合は、県税の
	納税証明書(税額証明)等でも可))
	・ 県税の納税証明書
	(全ての税目の完納証明がされているもの)
	・ その他知事が必要と定める書類
物品、備品等の購入を伴う	・ 補助対象事業の内容が確認できる書類
事業	(ホームページ、カタログ、仕様書等の写し)
	・ 設置場所の写真、位置図等(備品等を購入する場合に限る。)
	・ 補助対象経費の積算が確認できる書類
	(見積書、請書、発注書の写し等金額の分かるもの(見積書等がな
	い場合は、ホームページ、カタログ等の写しでも可))
工事を伴う事業	・ 補助対象事業の内容が確認できる書類
	(工事別設計書の写し(ない場合は、発注書等の写しでも可))
	・ 補助対象事業を行う宿泊施設の平面図又は構造図
	・ 施工箇所を明示した位置図及び施工前の写真
	・ 補助対象経費の積算が確認できる書類
	(見積書、請書、発注書の写し等金額の分かるもの)

# 別表3 (第20条関係)

表示対象	表示方法	表示内容	
物品、備品、施設等	銘板、看板、ラベル等により表示	この○○は岐阜県からの補	
	する。ただし、これらの方法によ	助金を受けて整備したもの	
	り表示することが困難な場合に	です。	
	は、宿泊施設のフロント、ロビー、	○年○月○日	
	掲示板、ホームページ等の表示効	事業者名等	
	果が高い場所等に表示する。		

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

(○○県事務所長)

(住所)

(申請者及びその代表者名)

印

# 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 交付申請書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請しま す。

記

1	交付申請額		円
		名称	
9	2 宿泊施設	住所	
2		客室	部屋
		宿泊定員	人
3	3 旅館業営業許可番号		

(注)

※不要の欄については、斜線を引くこと。

※交付申請額欄には、課税事業者である場合は、消費税等仕入控除税額を控除した金額を記入すること。

※「2 宿泊施設」が複数ある場合は、適宜、行を追加し、又は一覧表を添付すること。

※別紙1から3までを添付すること。

# 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 事業計画書

申 請 者 名								
実 施 期 間	年	月	日	~	年	月	日	
補助対象経費(円)					円			
交付申請額 (円)					円			

# 実施計画

# 宿泊施設名:

番	実施(予定)時期	実施根拠となるガイドライン又は行動指針
号	実施内容	ガイドライン又は行動指針の該当項目
	令和2年9月10日	☑ガイドライン □行動指針
例	【例】ビニールカーテンを購入し、 受付時の飛沫感染を防止する。	人と人が対面する場所は、距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する。
	令和 年 月 日~令和 年 月 日	□ガイドライン □行動指針
1		
	令和 年 月 日~令和 年 月 日	□ガイドライン □行動指針
2		
	令和 年 月 日~令和 年 月 日	□ガイドライン □行動指針
3		

(注)※ガイドライン…「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」

※行動指針…「コロナ社会を生き抜く行動指針」

※適宜、行を追加し、又は削除すること。

※宿泊施設が複数ある場合は、実施計画を宿泊施設ごとに記入すること。

+=	職・氏名	
担当	所 在 地	〒
=	電話番号	FAX 番号
11	E-mail	

# 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 支出内訳(申請)

申請者及び代表者名	

(単位:円)

				(単位:口)
	購入品名	補助事業に要する経費 (消費税を含んだ額)	補助対象経費 (消費税を除いた額)	備考
購 入 費				
	小計①	0	0	
	内容	補助事業に要する経費 (消費税を含んだ額)	補助対象経費 (消費税を除いた額)	備考
工事費				
	小計②	0	0	
支出台	合計③(①購入費等+②工事費等)	0	(A) 0	

(単位:円)

補助対象経費(A)	0	
補助対象経費(A)の 3/4の額(B)	0	
交付申請額(C)	0	※(B)を千戸 超える場合の

※(B)を千円未満切捨て。5,000千円を 翌える場合は、5,000千円

※適宜、行を追加し、又は削除を行うこと。

岐阜県知事 様

### 誓約書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金に関し、次のとおり誓約します。

- 申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払 に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金交付要綱第4条の規定に該当しません。
- 今後も事業継続の意思があります。

所在地 〒

住所

事業者 事業者名 役職 氏名

(注)

※氏名は自筆で記入すること。 (氏名のゴム印等は不可)

岐阜県知事 様

(○○県事務所長)

(住所)

(申請者及びその代表者名) 印

# 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 補助対象事業変更等承認申請書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金に係る

事業に要する経費の配分を変更したいので 事業の内容を変更したいので 事業を中止したいので 事業を廃止したいので

下記のとおり申請します。

記

1	申請年月日	年	月	日			
2	交付決定	年	月	日付け	第	号	
3	交付決定額					千円	
4	変更の理由						
5	変更の内容						
6	中止・廃止理由						

(注)

※不要の欄については、斜線を引くこと。

※支出内訳(別紙)及び変更の内容が分かる書類を添付すること。

# 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 支出内訳(変更等承認申請書用)

申請者及び代表者名		

		(A)	(B)	(C)	(D)	(C)-(A)	(D)-(B)	(単位:円)
		交付申	申請時	変更等承	認申請時	差	額	
	購入品名	補助事業に要する経費 (消費税を含んだ額)	補助対象経費 (消費税を除いた額)	補助事業に要する経費 (消費税を含んだ額)	補助対象経費 (消費税を除いた額)	補助事業に要する経費 (消費税を含んだ額) 補助対象経費 (消費税を含んだ額)		備考
						0	0	
2044						0	0	
購入費						0	0	
						0	0	
	小計①	0	0	0	0	0	0	
		交付甲	申請時	変更等承	認申請時	差		
	内容	補助事業に要する経費 (消費税を含んだ額)	補助対象経費 (消費税を除いた額)	補助事業に要する経費 (消費税を含んだ額)	補助対象経費 (消費税を除いた額)	補助事業に要する経費 (消費税を含んだ額)	補助対象経費 (消費税を除いた額)	備考
						0	0	
						0	0	
工事費						0	0	
						0	0	
	小計②	0	0	0	0	0	0	
	支出合計③ (①購入費等+②工事費等)	0	0	0	(E) 0	0	0	

	(単位:円)	
補助対象経費(変更等後)(E)	0	
補助対象経費(変更等後)(E)の3/4 (F)	0	
交付申請額(当初)(G)	0	
交付申請額(変更等後)(H)	0	※(F)を千円未満切捨て。 5,000千円を超える場合 は、5,000千円
差額(H-G)	0	

※適宜、行を追加し、又は削除を行うこと。

岐阜県知事 様

(○○県事務所長)

(住所)

(申請者及びその代表者名) 印

# 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 交付申請取下げ書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金については、下記の理由により取り下げます。

記

1	申請年月日	年	月	日			
2	交付決定	年	月	日付け	第	号	
3	交付決定額					円	
4	取下げ理由						

(注)

※不要の欄については、斜線を引くこと。

岐阜県知事 様 (○○県事務所長)

(住所)

(申請者及びその代表者名) 印

# 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 補助対象事業遂行状況報告書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金に係る事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1	交付決定		年	月	日付け	第	号
2	交付決定額					円.	
3	進捗状況	(事業	計画とは	と較して具(	本的に記入するこ	と。)	
4	今後の見通し						

(注)

※不要の欄については、斜線を引くこと。

岐阜県知事 様

(○○県事務所長)

(住所)

(申請者及びその代表者名) 印

# 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 事業実績報告書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金に係る事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

事業完了年月	年 月 日
事業内容	

(注)

※以下の書類を添付すること。

- 支出内訳 (別紙)
- ・補助対象経費の金額、支払日等の内容が確認できる書類(支出に係る領収書の写し等)
- ・購入した物品、備品等の写真、工事の完成写真その他必要な写真
- ・その他知事が必要と認める書類

# 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 支出内訳 (実績報告書用)

申請者及び代表者名		
-----------	--	--

(単位:円)

				(単位: 门)
	購入品名	補助事業に要する経費 (消費税を含んだ額)	補助対象経費 (消費税を除いた額)	備考
購入費				
	小計①	0	0	
	内容	補助事業に要する経費 (消費税を含んだ額)	補助対象経費 (消費税を除いた額)	備考
工事費				
	小計②	0	0	
支比	出合計③ (①購入費+②工事費)	0	0	

<sup>※</sup>適宜、行を追加し、又は削除を行うこと。

岐阜県知事 様

(○○県事務所長)

(住所)

(申請者及びその代表者名) 印

# 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 交 付 請 求 書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

請求金額	Ш
DH 41 V 17.11 R	1 3

1	補助金の額の確定通知	4	年	月	日付け	第	号
2	額の確定額						円

印

岐阜県知事 様

(○○県事務所長)

(住所)

(申請者及びその代表者名)

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のと おり報告します。

記

1 補助金額 (規則第14条による額の確定額)

円

2 1における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円 (A)

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入税額

円 (B)

4 補助金返還相当額

 $\mathbb{H}$  (B-A)

(注)

※積算の内訳が分かる書類を添付すること。

# 第8号様式(第17条関係)

### 取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	(円)	金額	(円)	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考

#### (注)

- ※対象となる取得財産等は、不動産若しくはその従物、又は取得価格若しくは効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- ※財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)(ア)に掲げるものの従物、(ウ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ)その他の物件とする。
- ※処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間を記載すること。
- ※取得財産等があるときは、実績報告書に写しを添付すること。